

## 埼玉県訓令第二号

### 訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第十二条の四を削る。

第十二条の三第一項中「様式第十一号の三」を「様式第十一号の四」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、同条を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（修学部分休業の変更承認申請）

第十二条の三 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の一部を変更しようとするときは、あらかじめ修学部分休業変更承認申請書（様式第十一号の三）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第十一号の二の（注）に次のように加える。

- 5 修学部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難い場合は、別紙に記入し、申請することができる。

様式第十一号の二に別紙として次のように加える。

別紙

承認				申請 者印	修学部分休業の承認の間 取消しを申請する時			時間数	備考
所属 長					月日	午前	午後		
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
					・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第十一号の四を削る。

様式第十一号の三中「~~第~~」を「~~第~~」に改め、同様式を様式第十一号の四とし、様式第十一号の二の次に次の様式を加える。

様式第11号の3（第12条の3関係）

修学部分休業変更承認申請書					
埼玉県知事 様			年 月 日		
所属所名					
職 名 氏			名 <sup>㊤</sup>		
次のとおり修学部分休業の変更の承認を申請します。					
1	教育施設名				
2	申請期間				
3	変更理由				
4	変更後の 休業時間	年 月 日から			年 月 日まで
		毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
		月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
		火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
		年 月 日から			年 月 日まで
		毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
		月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
		火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
		年 月 日から			年 月 日まで
		毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
		月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
		火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
		年 月 日から			年 月 日まで
		毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
		月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
		火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
5	備考				

（注）この申請書には、この申請に係る事実を証明する書類等を添付すること（写しでも可）。

様式第十三号の四（表）の（注）2を次のように改める。

- 2 部分休業の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、請求することができる。

様式第十三号の四（裏）を次のように改める。

裏

承認				請求 者印	部分休業の承認の取消しを請求する時間			時間数	備考
決裁 権者					月日	午 前	午 後		
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。